

少子高齢社会福祉ビジョン ～新たな「豊かさ」の創造～ (概要版)

策定趣旨

21世紀兵庫長期ビジョンと整合を図りつつ、住民、地域団体、福祉関係者、企業、行政などの行動指針として、高齢者、障害のある人、子ども・若者・子育て世代、地域社会の4つの社会像を描いたビジョン

目指す社会

一人ひとりが持てる力を発揮し、高齢者や障害のある人、子ども・若者・子育て世代の人、それぞれの状況に応じて社会の担い手として活躍できる社会

基本理念

現行ビジョン
家庭や地域の再生を図り誰もがいきいきと暮らす元気で安心な社会を築く

新ビジョン案
一人ひとりが自分の個性を發揮し、互いに支え合うことにより、安心して生活できる社会を実現する

取組の視点

- 1 人格と個性が尊重され、一人ひとりが持てる力を發揮して元気に活動できる社会の実現(自立)
- 2 人と人の絆で地域社会を支える(連帯)
- 3 安全・安心を支える生活基盤の整備(安心)

2020年の社会像

2040年の将来の姿(このままではこうなる)

高齢者

人口減少・高齢化が進行
生産年齢人口(15～64歳)が減少し、経済活動の担い手が減少している
75歳以上(65歳以上)は、2030年(2020年)まで急増
<生産年齢人口(兵庫県)>
3,515千人(2010年) 2,464千人(2040年)
認知症者が増加
高齢化の進行に伴い、認知症者が増加の一途をたどり、深刻な社会問題となっている
<認知症者数(兵庫県)>
91千人(2010年) 171千人(2040年)
要介護認定者が増加
高齢化の進行に伴い、要介護認定者が大幅に増加し、介護保険制度の安定的な運営が困難になっている
<要介護認定者数・認定率(兵庫県)>
22.0万人(2010年) 41.7万人(2040年)
17.1%(2010年) 23.4%(2040年)

障害のある人

障害のある人の割合の増加
県人口の減少により、県人口に占める障害のある人の割合は増加。ただし65歳以上人口と連動して、2020年をピークに以降は障害のある人の人数は横ばい
<県人口に占める障害のある人の割合(県推計)>
2010年:5.20% 2040年:6.49%
障害の多様化
発達障害等の増加など、障害の多様化が進む。
障害の重度化
医療的ケア等重度化に対応した生活支援がますます必要
<身障手帳1級所持者数の比率(県推計)>
2008年:28.5% 2040年:38.1%
障害のある人の高齢化
親なき後、残された障害のある人の地域生活への支援が必要
<知的障害児者基礎調査60歳以上の割合>
2005年:5.9% 2040年:10.1%

子ども・若者・子育て世代

少子化が更に進行。人口減少が顕著に
<出生数>
4.6万人(2010年) 2.4万人(2040年)
<県女性人口(20～39歳)>
70万人(2010年) 42万人(2040年)
更なる未婚率上昇、完結出生児数低下のおそれ
(新たに生まれる子どもが減り続け、将来の経済活動も停滞)
<25～34歳男女(県)の未婚率>
男性24%(1950年) 男性55%(2010年)
女性10%(1950年) 女性47%(2010年)
<完結出生児数>
4.27人(1940年) 2.20人(1972年)
2.09人(2005年) 1.96人(2010年)

地域社会

ニュータウンのオールタウン化が一層進行
(神戸市西区のあるニュータウン)
人口1,742人(2005年) 1,547人(2040年)
高齢化率15%(2005年) 50%(2040年)
過疎地域集落の高齢化が一層進展
健康な高齢者が増加
1,137千人(2010年) 1,450千人(2040年)
老後も自宅で暮らしたい意識が高まる

2020年を目指した将来像の方向性

新たな視点で実現する明るく安定した少子高齢社会

生産年齢人口(15～64歳)が現役世代人口(20～74歳)に見直され、元気高齢者が社会の一翼を担う社会になっている
・能力に応じた介護や農業など多様な分野での就業機会や、知識や経験を生かせる地域活動への参加機会などが確保され、高齢者の社会参加が拡充している
・地域の健康づくりの場の確保と合わせ、地域の健康づくりの指導者が養成され、活躍している
・但馬長寿の郷、西播磨総合リハビリテーションセンター、圏域リハビリテーション支援センター等を拠点に、在宅福祉を支える人材派遣が全県で展開されている
認知症者とその家族が地域ぐるみで支えられ、安心して暮らせる社会になっている
・認知症疾患医療センターを補完する医療体制を構築し、認知症の早期発見、早期治療が推進されている
・地域包括支援センターを中心とした地域の支援ネットワークが構築され、認知症者とその家族を地域ぐるみで見守り支える体制が構築されている
介護施設のあり方を見直し、重度者や特別な配慮を必要とする方への重点化を図るとともに、医療との連携により、切れ目のない在宅福祉サービスが提供される社会になっている
・訪問介護サービス等の機能を備えた公営の低廉なサービス付き高齢者向け住宅が整備されている
・重度者に重点化した介護施設が整備されるとともに、介護施設が中心となって、サービス付き高齢者向け住宅の入居者等へ定期巡回・随時対応型の訪問介護・看護を実施する支援体制が構築されている
・リバー・スモーグ・制度の更なる普及や、高齢者世帯が戸建ての持ち家を子育て世代等に賃貸又は売却し、市街地のサービス付き高齢者向け住宅等へ住み替えできるようなマッチングシステムが普及している

障害のある人がその人らしい生活を送り、社会の一員として生き生きと暮らすことができる社会

障害のある人の社会参加の場が確保され、障害のある人が能力に応じた役割を果たすことができる社会になっている
・ほとんどの鉄道駅舎がバリアフリー化され、すべての人に分かりやすい案内表示がされ、移動しやすく、不安を感じずに公共交通機関を利用することができる
・特例子会社の設置が進むとともに、授産製品の共同生産・共同販売体制づくりや就職に向けた専門相談、職業能力評価の実実やマッチングの仕組みが構築され、障害のある人が適性や能力に応じて働ける環境になっている
多様な障害についての理解が進み、障害のある人が尊厳を持って暮らせる社会になっている
・障害特性への正しい理解の普及が進み、障害のある人に家を貸すことや、障害のある人が居住することへの理解が進んでいる
・声かけ運動推進員や青年ガイドヘルパーなどのサポーター、市民後見人など多くの県民の参加による支援体制が構築されている
・訪問型相談支援の充実など、引きこもりや一人暮らし等支援が行き届きにくい人に対する支援体制が構築されている
障害の重度化や障害のある人の高齢化に対応した生活基盤が確保されている社会になっている
・本人の意向や障害の程度に応じたサービスが組み合わせられて提供され、安心してサービスを選択できるようになっている(例示:単身生活と就労、グループホームと福祉的就労、生活介護と必要に応じた施設入所支援等)
・施設等を拠点とした24時間365日対応の生活支援サービスが提供され、地域でも安心して生活できる。
・障害のある人自身の高齢化に伴い、各障害(視覚、聴覚、知的障害等)に特化した特別養護老人ホームが整備され、安心して必要な支援が受けられる
・障害特性(視覚、聴覚等)に応じたグループホームが整備され、24時間の支援体制ができています
・重症心身障害児者の施設がより身近なところで整備され、安心して利用することができる

将来にわたる安定した社会を実現する、家庭・地域・職場で包む、安心と喜びの子育てができる社会

妊娠・出産・保育・医療システムが整備された安心できる社会になっている
・産科・周産期医療や小児救急医療の体制が強化され、誰もが安心して出産を迎えることができ、発達障害のある子ども等の早期発見・早期支援が進むなど、子育てへの支援が充実している
・まちの子育てひろば等子育ての悩みについての情報交換や相談が気軽にできる場が県内各地で展開され、子育ての孤立化解消が進むとともに、親子の仲間づくりの機会が一層拡充されている
・働き方にかかわらず、すべての子育て家庭を対象とした保育・子育て支援が行われ、都市部での待機児童の解消が進むとともに、郡部での子どもの育ちに必要の集団の場づくりが進んでいる
豊かな人間性を育みながら成長し、安心して結婚し、家庭を築くことができる社会になっている
・地域や小中高等で就業・地域活動・芸術等の多様な体験活動や課題解決型教育が全県的に実施され、子どもの冒険ひろば等自然体験や仲間づくりの機会が充実することで、子どもたちの豊かな人間性が育まれる
・若者ごと倶楽部等、若者の就業を支援する体制が強化されるとともに、地域・民間・行政が連携した独身男女の出会いの場づくりなど社会全体による出会い・結婚支援が広がっている
子育てと仕事のバランスがとれ、みんなで子どもたちと子育てを支える社会になっている
・仕事と生活センター等による「仕事と生活のバランス」の取組が全県的に推進され、企業にも浸透している
・地域団体・NPO、企業等と連携した地域ぐるみの子育て支援が進むとともに、地域の中高年代の子育てへの参画が進み、子どもの見守り強化にもつながるなど、世代間で支え合う関係が構築されている
・ひとり親家庭や社会的養護が必要な子どもたちを含めた多様な子育て環境への理解が進み、子育てを皆で支えている

地域社会が高齢者、障害のある人、子育て支援を通じて活性化される社会

すべての人が住み慣れた地域で安心・快適に暮らすことができる社会になっている
・まちなかで行き届いた多様な福祉サービスが提供される「安心地区」が県下各地で整備されている
・高齢・障害・児童等様々な福祉ニーズをワンストップで受け止め、適切なサービスに繋ぐ体制が整備されている
・高齢者や障害のある人が生涯安心して暮らすことができるよう、介護施設や障害福祉施設、医療施設とともに、要介護の状態に応じたサービスを提供する多様なケアサービス付き住宅が集積したまちができています
・企業やNPO等が地域のニーズを踏まえ、介護保険外サービスや児童・障害との複合サービスを提供している
地域の人人誰もが社会の担い手となって生き生きと活躍する社会になっている
・元気高齢者が施設や在宅の介護現場等で、介護福祉士、ホームヘルパー2級などの資格を持ち、生き生きと活躍する等、福祉で社会が活性化されている
・シルバーサポーター(仮称)による一人暮らし高齢者や障害のある人の見守りやボランティア活動が盛んになっている
・交流人口が増加し、都市住民が郡部の里山整備、祭り等の新たな担い手として活躍している
地域住民が助け合い、共に支え合う連帯感に満ちた社会になっている
(家庭の構成員である家族同士、地域のつながりとなる家庭同士の絆を確固としたものにする)
・様々な地域団体による助け合い活動が各地で展開され、住民の絆が創造、強化されている
・認知症高齢者や障害のある人など要支援者を地域で見守る体制ができています
・災害時における要援護者情報を共有する新たな仕組みが構築されている

社会像 < 高齢者 >

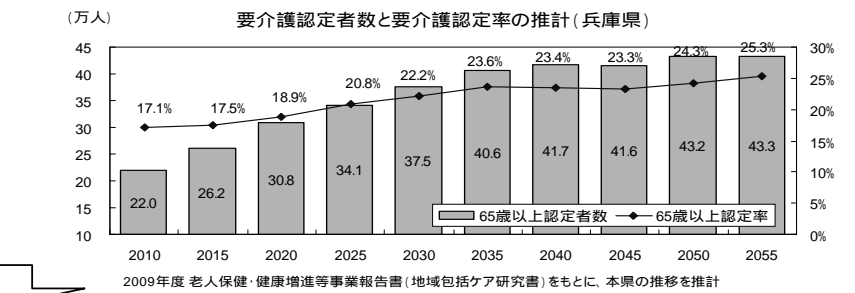
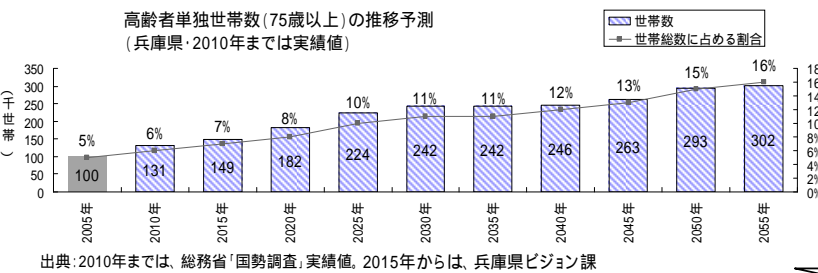
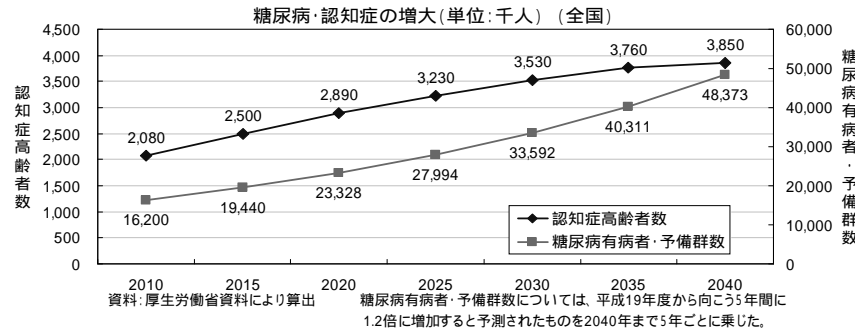
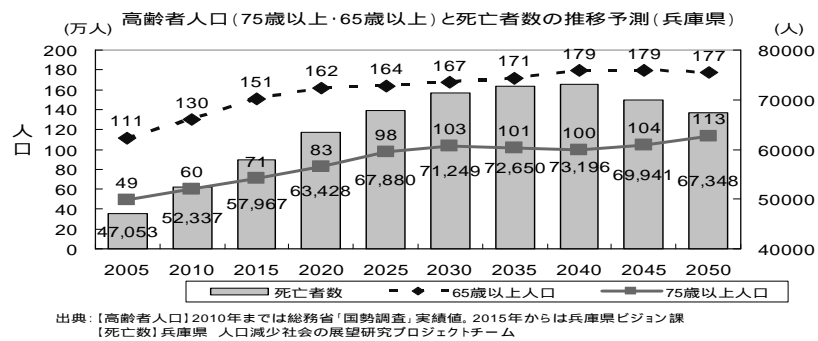
2040年の将来の姿(このままではこうなる)

1 人口減少・高齢化が更に進行し、高齢者単独世帯が増加
 生産年齢人口(15~64歳)が減少し、経済活動の担い手が減少
 75歳以上は2030年までの20年間で40万人、65歳以上は2020年
 までの10年間で30万人増加 この間の高齢者対策が重要

| | | |
|----------------|---------|---------|
| | <2010年> | <2040年> |
| 県人口 | 560万人 | 470万人 |
| 高齢化率(65歳以上) | 23% | 38% |
| 高齢者単独世帯(75歳以上) | 6% | 12% |
| 生産年齢人口(15~64歳) | 3,515千人 | 2,464千人 |

2 生活習慣病や認知症者の増加により、ケアを要する高齢者が増加
 高齢者の健康維持と、要支援・要介護者への支援サービスがますます必要
 生活習慣病、認知症者の増
 ・糖尿病有病者・予備群は、2040年には現在の約3倍に増加
 ・認知症者は、2040年には現在の約2倍に増加
 生活習慣病(がんを除く)、認知症は、中重度要介護者の原因疾患の56%

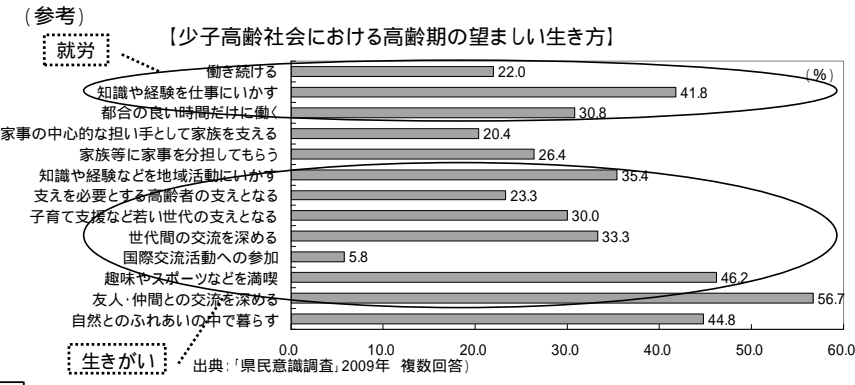
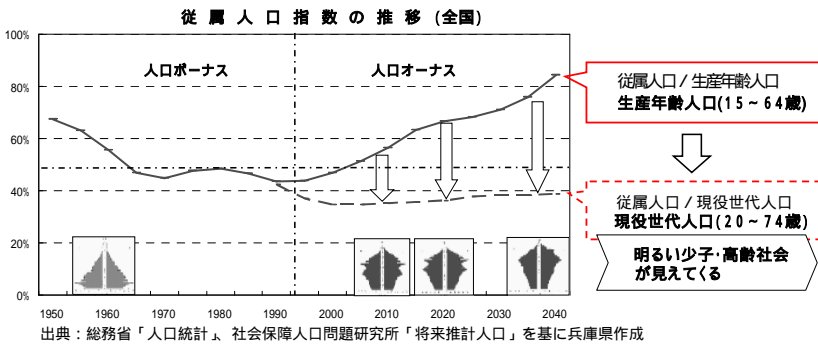
要介護認定者数・認定率の上昇
 ・22.0万人 41.7万人 17.1%(2010年) 23.4%(2040年)



2020年を目指した将来像の方向性

新たな視点で実現する明るく安定した少子高齢社会

- 生産年齢人口(15~64歳)が現役世代人口(20~74歳)に見直され、元気高齢者が社会の一翼を担う社会になっている
 - 能力に応じた介護や農業など多様な分野での就業機会や、知識や経験を生かせる地域活動への参加機会などが確保され、高齢者の社会参加が拡充している
 - 地域の健康づくりの場の確保と合わせ、地域の健康づくりの指導者が養成され、活躍している
 - 但馬長寿の郷、西播磨総合リハビリテーションセンター、圏域リハビリテーション支援センター等を拠点に、在宅福祉を支える人材派遣が全県で展開されている
- 認知症者とその家族が地域ぐるみで支えられ、安心して暮らせる社会になっている
 - 認知症疾患医療センターを補完する医療体制を構築し、認知症の早期発見、早期治療が推進されている
 - 地域包括支援センターを中心とした地域の支援ネットワークが構築され、認知症者を家族だけでなく、地域ぐるみで見守り支える体制が構築されている
- 介護施設のあり方を見直し、重度者や特別な配慮を必要とする方への重点化を図るとともに、医療との連携により、切れ目のない在宅福祉サービスが提供される社会になっている
 - 訪問介護サービス等の機能を備えた公営の低廉なサービス付き高齢者向け住宅が整備されている
 - 重度者に重点化した介護施設が整備されるとともに、介護施設が中心となって、サービス付き高齢者向け住宅の入居者等へ定期巡回・随時対応型の訪問介護・看護を実施する支援体制が構築されている
 - リハ-スモ-ゲ-ジ制度の更なる普及や、高齢者世帯が戸建ての持ち家を子育て世代等に賃貸又は売却し、市街地のサービス付き高齢者向け住宅等へ住み替えできるようなマッチングシステムが普及している



将来像を実現するための基本戦略

高齢者が社会の中で活躍を続け、安心して暮らせる社会づくり

- 高齢者が元気で生きがいをもち、自分らしい高齢期を実現
 - 健康づくり実践活動の推進(地域の健康づくりの場の確保と健康づくり指導者の育成、中小事業者、商店街等の施設への運動機器の配置促進、在宅福祉を支える人材派遣、介護予防健康増進プログラムの普及等)
 - 高齢者も充実して働ける社会の実現(生産年齢人口という概念の転換、高齢者の介護・福祉分野での就業等)
 - 高齢者が多様な現場で活躍する社会の実現(地域の高齢者による子育て応援や一人暮らし高齢者の見守り、ボランティア活動への参加等)
 - 高齢者と地域の人々が集い、交流する場の整備(介護施設内への地域住民交流スペースの設置等)
 - 高齢者の活動を支える社会基盤の充実(ユニバーサルデザインに配慮した商品・サービスの研究開発、公共交通システムの整備等)
- 要介護高齢者への見守りなど地域で支え合い
 - 高齢者を見守る体制の充実(災害時も機能する地域ぐるみの見守り体制の構築、LSA24時間見守りシステムの普及等)
 - 家族や地域の絆を創造、強化する住まいの実現(高齢者が多様な住まい方を選択できる環境整備等)
 - 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり(早期発見、早期治療に向けた認知症疾患医療センターを補完する医療体制の構築、地域包括支援センターを中心とした認知症患者の地域ぐるみ支援等)
- 高齢者にやさしく、安心・快適に暮らす
 - 高齢者の住まいや生活を支える基盤整備(介護、住まい等に関するワンストップ相談機能の付与、特養への在宅支援機能や災害時の高齢者受入機能の付加、通所介護、訪問介護などの機能を備えたサービス付き高齢者向け住宅の普及、公営の低廉なサービス付き高齢者向け住宅を整備、地域包括支援センターへの医療、リハ-スモ-ゲ-ジ制度や住み替えシステムの普及、介護ホットの研究開発の促進等)
 - 個々人の介護ニーズに応えられるサービスの充実(「グループホームから特養へ、特養からケアハウスへ」など心身の状況に応じて施設移行できるシステムの確立、重度者や特別な配慮を要する人に重点化した介護施設整備、24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備、インフォーマルを含めた多様なリハビリメニューの充実、高齢者生活支援ビジネスの育成等)
 - 医療・介護の連携体制の整備(保健、医療、福祉の切れ目のないサービスが提供される地域包括ケアの提供、訪問介護を始めとする多様な複合型サービス事業所の整備等)

基本戦略 「高齢者」
 ~ 高齢者が社会の中で活躍を続け、安心して暮らせる社会づくり ~

| | | |
|----------------------------|-----------------------|--|
| 高齢者が元気で生きがいをもち、自分らしい高齢期を実現 | 健康づくり実践活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターや公民館など地域住民が集う施設では、運動機器の設置が進み、PT・OT、健康運動指導士、保健師等専門人材による介護予防教室や、地域の健康づくりリーダーが養成されるなど、住み慣れた地域で気軽に健康づくりに取り組める環境を整備 ・中小事業者、商店街等の空きスペースを活用し、従業員やその家族、地域住民が利用できる、安全かつ効果的な健康づくりのための運動施設の整備を促進 ・但馬長寿の郷、西播磨総合リハビリテーションセンター、圏域リハビリテーション支援センター等を拠点に、在宅福祉を支える人材派遣を推進 ・65歳以上を対象とした介護予防版健康増進プログラムが、全県で市町、各種団体等が取り組むよう普及促進 |
| | 高齢者も充実して働ける社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就業の促進を図るため、「生産年齢人口」(15歳~64歳)という定義を「現役世代人口」(20~74歳)に転換し、高齢者がその持てる能力に応じて生きがいを追求しながら働くことができる社会システムを構築 ・元気である限り働き続けたいと考える高齢者が増えており、定年延長や雇用継続、再就職など一人ひとりの意思と能力に応じて雇用・就業の機会の確保 ・企業ニーズのフォローアップや企業ニーズに対応した訓練コースを設定し、高齢者雇用の推進 ・退職した後に、自らが居住する地域などで、これまでに培った知識や経験、人的ネットワークを生かし、コミュニティ・ビジネスへの就業や起業に取り組もうとする高齢者への支援 ・同じ年代の人ならば気持ちを理解できるという視点から、高齢者が高齢者のために買い物、配食サービス、移送サービスを手がけるなど介護・福祉分野で働きやすい環境の整備 ・高齢者の活動形態も、生活を支える就業、いくらかの収入につながる生きがい就労、地域の助け合いとしてのボランティア活動など様々であるため、高齢者のこうした多様なニーズに応えられる環境の整備 |
| | 高齢者が多様な現場で活躍する社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が一人ひとりの意思と能力に応じて、地域の中で役割を持ち、様々な社会活動の実践を通じて、喜びや充実感を持って暮らせるようにするとともに、心身の健康保持や介護予防にもつなげようという考え方を社会に普及 ・被災地支援等新たな社会貢献活動に取り組む老人クラブの活動を推進 ・職業生活などを引退した後、趣味や学習などに取り組むたいと考える高齢者には、様々な生涯学習の機会の提供 ・経験豊かな地域の高齢者が、幼児の遊び相手や就学児童に対する放課後等の学習応援といった子育て支援のほか、青少年の健全育成、一人暮らし高齢者の見守りなど地域社会の担い手として活躍できる環境の整備 ・高齢者が持つ知識・経験・能力などを貴重な人的資源として活用される社会をつくるため、高齢者の知識や経験を地域ボランティア活動などに結びつけるマッチングシステムの確立 ・スポーツや芸術・文化にいきいきと取り組める環境の実現 ・過疎地域の農業を維持・確保するために、高齢者の力を活用し、就農への取組の支援 ・生きがいとしての農業や、生業としての農業を希望する人に対して、農業に取り組むための知識や技術の習得や遊休農地の活用を支援する仕組みの整備 ・長年続けてきた自営業を後継者がいないために辞めることのないよう、次の世代と共にその価値観を見だし、やりがいをもって引き継ぐなど、雇用・就業を継承、維持していく仕組みの確立 |
| | 高齢者と地域の人々が集い、交流する場の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・世代を超えて地域の人々が集まったり、交流できる場所を整備したりするなど、高齢者が地域と関わっていくきっかけを多彩な形で用意し、世代間の相互理解を深め、若年層、壮年層などと世代を超えて支え合う関係の構築 ・高齢者が地域とつながりを持ちやすくするため、若いときから継続して地域活動に参加する機会を確保し、生涯地域で活躍できるような仕組みの構築 ・高齢者と子育て世代などの世代間の交流や障害のある人、外国人との交流といった交流が当たり前のように行われる環境の整備 ・地域の絆を深めるため、介護施設に地域住民の交流スペースを設けて、高齢者が、子育て世代、障害のある人、外国人との交流が当たり前のように行われる環境の整備 |
| | 高齢者の活動を支える社会基盤の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関その他の施設・設備のバリアフリー化が進展し、高齢者が一人でも行きたい場所に移動できる環境の整備 ・高齢者等が快適に生活するため、高齢者が使いやすい生活用品や暮らしやすい住宅設備などユニバーサルデザインに配慮した商品、サービスの開発の促進 ・高齢者の円滑な社会参加を可能にするため、高齢者の活動ニーズを踏まえた施設や、コミュニティバス、デマンドバス等の交通システムの整備 ・特に、中山間地域などに住む高齢者や外出が困難な高齢者の日々の生活を支えるため、食料品や日用品などの宅配サービスの充実 |

| | | |
|----------------------|------------------------|--|
| 要援護高齢者への見守りなど地域で支え合い | 高齢者を見守る体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 自治会、老人クラブなど地域団体を中心として、地域のつながりや連帯感を醸成し、支援が必要な高齢者を地域ぐるみの見守り体制で支え、平常時、災害時とも安全安心を確保する暮らしの実現 要介護者や一人暮らし高齢者の増加に対応し、見守りやコミュニケーションなどちょっとした手助けを行う高齢者の活動の支援 シルバーハウジングに限らず、一般住宅も含めた LSA による 24 時間見守りシステムの普及 |
| | 家族や地域の絆を創造、強化する住まい方の実現 | <ul style="list-style-type: none"> 核家族化が進んだ社会において、肉親が身近にすることで高齢者の介護など安心して家族の世話ができるという観点から、三世同居・隣居や近居などの住まい方を増やし、家族の支え合いを支援する体制の構築 一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯が、グループハウスなど家族のようなつながりを生む多様な住まい方が選択できるなどその人らしい自立した生活を安心して送れる住まいの確保 親と子世帯の同居や近居を増やすため、単独世帯や三世同居など様々な世帯用の住戸を収容した集合住宅の整備 高齢者対応住宅などユニバーサルデザインを取り入れた住宅ストックが充実し、すべての人々が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住まいの確保 |
| | 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 認知症の早期発見、早期治療を図るため、認知症疾患医療センターを補完するものとして、簡易な診断と治療が行える精神科病院などの医療機関の指定 認知症疾患医療センターや指定医療機関、サポート医、かかりつけ医との医療ネットワークの構築 市民後見人の定着化を目指し、権利擁護センターの設置等、市民後見人支援体制の整備 認知症サポーターやキャラバンメイト等を中心とした地域の見守りの充実や徘徊 SOS ネットワークの推進 地域包括支援センターを中心とした認知症支援地域ネットワークの構築及び支援者の資質向上 小規模な老人デイサービスセンターと保育所との一体的施設運営を促進し、高齢者は経験と知恵を生かし、乳幼児は思いやりと優しさを学べる高齢者と乳幼児の交流の場を整備 介護予防事業の充実等により、引きこもりや認知症の予防 |

| | | |
|--------------------|------------------------|---|
| 高齢者にやさしく、安心・快適に暮らす | 高齢者の住まいや生活を支える基盤整備 | <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターが、地域資源ネットワークの中心となり、高齢者に対する医療、介護、住まい等に関するワンストップ相談窓口として機能を発揮し、地域住民を支援 住み慣れた地域で生活を続けたいという高齢者ニーズに対応できる在宅支援機能や災害時に地域の要援護高齢者を受け入れる機能を備えた特別養護老人ホームの整備 訪問看護、通所介護の機能を備えた又は、小規模多機能型居宅介護事業所等を併設した公営の低廉なサービス付き高齢者向け住宅を整備 通所介護、訪問看護事業所等の福祉サービス提供機能を備えたサービス付き高齢者向け住宅の整備促進 リバースモーゲージ制度の更なる普及や高齢者世帯が戸建ての持ち家を子育て世代等に賃貸又は売却し、市街地のサービス付き高齢者向け住宅等へ住み替えできるようなマッチングシステムの普及 要介護者の増加に対応し、加齢による運動機能の低下を補う歩行支援機器や介護施設での移乗支援の介添機器など安全で便利な介護機器の普及 高齢者の癒し、見守り、介護など高齢者の生活を支える介護ロボットの研究開発の促進 |
| | 個々人の介護ニーズに応えられるサービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> 「小規模多機能型施設やグループホームから老健、特養へ」、あるいは「特養からケアハウスなどへ」というように、高齢者が心身の状況に応じて適切なサービスを受けることができるシステムの確立 介護施設は、重度者や特別な配慮を必要とする方へ重点化するとともに、介護施設が在宅サービスの担い手となる体制の整備 サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅を対象とした、日中、夜間を通じた定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業所の整備 要支援、要介護状態になることをできる限り遅らせる（介護予防）ためのリハビリテーションの充実を図るため、インフォーマルを含めた多様なリハビリメニューの実現 口腔機能の向上（介護予防）を図るとともに、施設等における口腔ケアの充実 リハビリテーション機能を強化した通所介護事業所の整備 訪問介護員等に対する体系的な研修による、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアの実施 3食 365 日配食サービス、日用品等の宅配サービス、家事代行サービス、健康相談など高齢者生活支援ビジネスにおける希望者と提供者のマッチングシステムの構築 |
| | 医療・介護の連携体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 退院後、施設、在宅福祉等へスムーズに移行できるようにするなど、保健、医療、福祉の切れ目のないサービスが提供される地域包括ケアの提供 医療、介護、福祉のチームケアの推進を図るため、意識や技術向上研修を実施するとともに、かかりつけ医を中心としたターミナルケア対応チームの設置を推進 在宅医療ニーズの高い要介護高齢者に対する、小規模多機能型居宅介護と訪問介護を始めとした複合型サービス事業所や 24 時間対応型訪問看護、訪問介護事業所の整備 たんの吸引や経管栄養以外にも、起床介助時の褥瘡処置等の一部行為を含む療養上のケアが行える介護職員の養成 |

2040年の将来の姿(このままではこうなる)

1 障害のある人の割合の増加

県人口が減少する中、65歳以上人口と連動して、県人口に占める障害のある人の割合は増加。2020年をピークに、以降は障害のある人の人数は横ばい
 < 県人口に占める障害のある人の割合(県推計) >
 2010年:5.20% 2040年:6.49%

2 障害の多様化

発達障害等の増加など、障害の多様化が進む。
 (療育手帳新規交付(県)) 2010年:1,348人 2040年:7,927人

3 障害の重度化

医療的ケアに対応した生活支援がますます必要
 県の身障手帳1級所持者数の伸びから試算すると、1級の方の比率が
 2008年:28.5% 2040年:38.1%

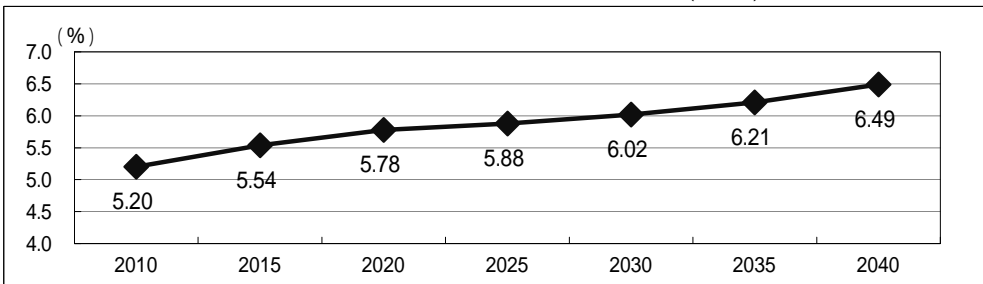
4 障害のある人の高齢化

親なき後、残された障害のある子が行き場をなくすことがないすまいの確保が必要
 (知的障害児者基礎調査60歳以上の割合)
 1990年:4.1% 2005年:5.9%... 2040年:10.1%

以下グラフはすべて兵庫県データ

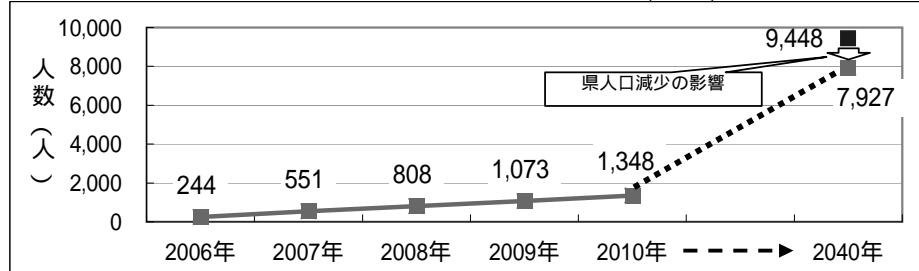
1 障害のある人の割合の増加

県人口に占める障害のある人の割合(推計)



2 障害の多様化

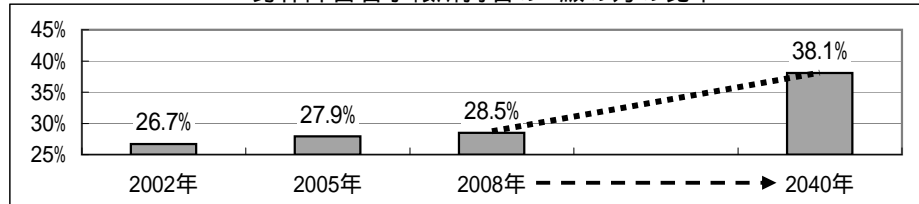
発達障害者への療育手帳交付者数(見込)



2006年から毎年平均270人に新規交付
 2040年の見込(7,927人)は県人口減少を加味(2040県人口:469万人)

3 障害の重度化

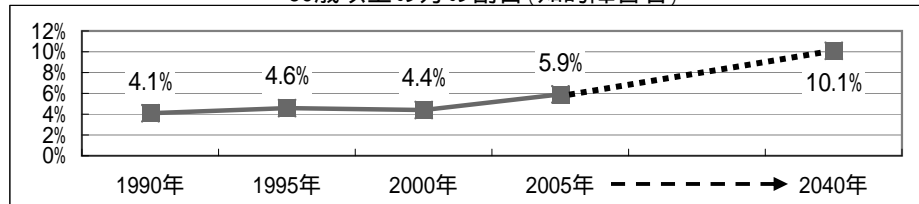
身体障害者手帳所持者の1級の方の比率



毎年0.3ポイントずつ、1級の所持割合が増加

4 障害のある人の高齢化

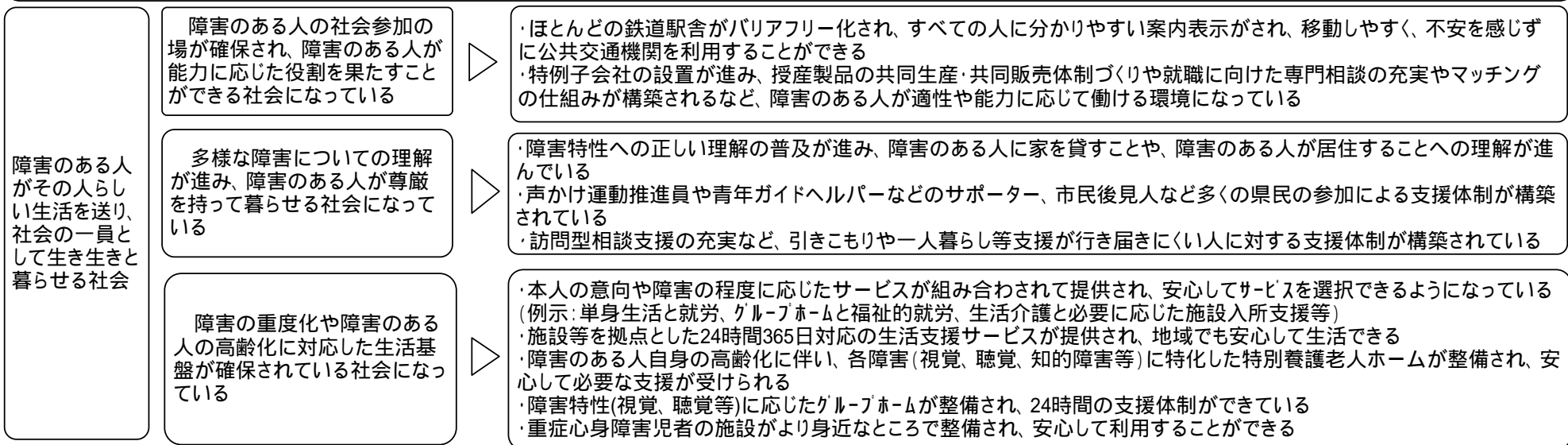
60歳以上の方の割合(知的障害者)



毎年0.12ポイントずつ、60歳以上の方の割合が増加

現在の障害種別・年齢区分ごとの障害発生率が今後も変わらないことを前提に、将来推計人口・年齢構成を勘案して兵庫県が推計

2020年を目指した将来像の方向性



将来像を実現するための基本戦略

| | | |
|-------------------------------|----------------------------|---|
| 障害のある人が、社会のあらゆる分野で、活動できる社会づくり | 1 障害のある人が社会の一員として生き生きと暮らす | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が個人の状況に応じて様々な分野で活動できる社会の実現(社会・経済・文化その他あらゆる活動に参加する機会の確保、ピアサポート等による活動支援等) ・コミュニケーションや移動の支援の充実(理解しやすい情報を容易に入手できる地域社会の形成、一人で移動できる環境の整備等) ・誰もが移動・活動しやすいバリアフリーのまちづくり(すべての人の移動を支え、不安を感じない基盤整備等) ・障害のある人が社会の一員として生き生きと働き続ける社会の実現(障害のある人の職域の拡大、発達障害者のトライアル雇用、特例子会社の設置、品質向上・販路拡大等による工賃アップ等) |
| | 2 障害のある人が尊厳を持ってその人らしく生活できる | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する県民理解の促進(人権が確保された社会等) ・障害のある人をはじめすべての人々を社会の一員として包み支える社会の実現(地域で支える取組の推進、障害の状態に応じたサポーターの養成等) ・障害のある人の暮らしの安全と安心を支える権利擁護体制の充実(市民後見人の養成等利用しやすい後見制度、虐待や差別の防止、障害の早期発見・対応への体制等) ・本人主体の支援を実現する相談支援体制の構築(相談支援体制の拡充、ピアカウンセリングの実施、引きこもりの方等への訪問型相談支援等) |
| | 3 障害のある人があらゆる場面で安心して暮らせる | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人とその家族を支える生活支援の充実(本人意向や障害程度に応じたサービスの組み合わせによる提供(例示: 単身生活と就労、グループホームと福祉的就労、生活介護と必要に応じて施設入所支援等)、老健等を活用した重心ショートの実施、24時間対応の障害福祉サービスの提供、高齢者、障害のある人、子どもが共に過ごせる小規模多機能型サービスの確保等) ・地域移行など新たな生活場面への移行時の支援体制と循環的施設利用体制の構築(施設の退所等における地域移行と地域定着の支援、レスパイトや生活の立て直しができる循環型施設利用等) ・地域生活の多様な課題・ニーズに応えるすまいの充実(公営住宅を活用したGHの整備、GHの24時間支援体制、各障害に特化した特養等の整備、重症心身障害児者の施設の整備等) ・自立した生活を支えていくための所得の確保(障害者年金の確保、就労環境の整備、刑務所退所後の生活支援) |

基本戦略 「障害のある人」

～ 障害のある人が、社会のあらゆる分野で、活動できる社会づくり～

| | | |
|-------------------------|----------------------------------|--|
| 障害のある人が社会の一員として生き生きと暮らす | 障害のある人が個人の状況に応じて様々な分野で活動できる社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会の一員として、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保とその前提となる適性の評価 ・その人の状況に応じ、何度でも挑戦することができる支援体制の実現 ・障害のある人の審議会や協議会等を通じた行政施策への参画や点字投票や選挙権行使に対する支援 ・ピアサポート、地域づくり活動、コミュニティ・ビジネスの起業など障害のある人自身による社会的活動の支援 ・障害のある人の身近なところでのスポーツ、芸術文化等余暇活動の機会の拡大 |
| | コミュニケーションや移動の支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域、学校、職場などで、障害に応じた理解しやすい情報を容易に手に入れられる地域社会の形成 ・体が不自由であっても、自分の行きたいところへ、行きたい時に移動できる環境の整備 |
| | 誰もが移動・活動しやすいバリアフリーのまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅舎のバリアフリー化、ノンステップバスなど、すべての人の移動を支え、不安を感じない基盤の整備 ・自由に移動でき、必要な情報が得られ、安心して滞在できるまちづくりの面的な推進により、障害のある人等の積極的な外出を支援 |
| | 障害のある人が社会の一員として生き生きと働き続ける社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・学齢期から発達段階に応じて、職業意識や就労・生活に必要な力を育む一貫した教育の推進 ・企業・行政における障害者雇用の促進や民間企業における優先発注制度等の取組の奨励 ・就職のための専門相談体制の充実や職業能力評価や特別支援学校在校生のアセスメントの実施 ・精神科病院入院患者に対する職業能力評価やアセスメントの実施 ・仕事をマネジメントするNPOの支援など適性や能力に応じた仕事に向けた専門相談の充実やマッチングの仕組みづくり ・就労・生活の一体支援など職場定着に向けた就労後のフォローアップと雇用企業の継続支援 ・農業や観光業等での障害のある人となない人が共に働く企業の育成 ・発達障害者の企業・行政での職場実習や理解を促す支援、トライアル雇用の機会の充実 ・特例子会社の設置促進など障害に応じた働きやすい環境の整備と適正な収入の確保 ・品質向上・販路拡大を通じた障害のある就業者の工賃アップ ・短時間就労の普及等障害の多様化・重度化や高齢化に対応した多様な就労機会の提供 ・授産製品の企画、製造、物流、在庫管理や販売を一貫して実施する授産製品の共同生産・共同販売体制の構築 |

| | | |
|--------------------------|-------------------------------------|---|
| 障害のある人が尊厳を持ってその人らしく生活できる | 障害のある人に対する県民理解の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する偏見や障害特性への正しい理解がないことから生じる不自由や不利益等を解消するための社会環境づくり ・障害のある人となない人の交流機会の充実など障害のある人も含め、誰もが、地域社会の一員として、相互に人格を尊重し、理解し、支え合う意識の醸成 ・幼児教育や学校教育の中で、障害を個性と捉え、すべての人がかけがえのない個人であることを理解するための取組の推進 ・障害のある人に家を貸すことや障害のある人が居住することへの近隣住民理解の促進 |
| | 障害のある人をはじめすべての人々を社会の一員として包み支える社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・職場や学校、地域社会など、障害のある人を取り巻く環境を変えることにより、誰もが生活しやすい社会を実現 ・家族の負担軽減を図るためのレスパイトサービスやメンタルケアの充実、家族同士のネットワーク活動への支援など、障害のある人とその家族を地域で支える取組の推進 ・声かけ運動推進員、青年ガイドヘルパーなど障害の状態に応じたサポーターの養成 ・障害のある人を支援するNPO・ボランティア団体の育成 |
| | 障害のある人の暮らしの安全と安心を支える権利擁護体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の養成や法人後見の仕組みづくりなど利用しやすい後見制度の充実 ・障害のある人に対する虐待や差別の防止、早期発見・対応に向けた体制整備 ・啓発事業や研修会等を通じて、生活を守るための制度活用ができる仕組みづくり ・地域における公正・中立な相談支援、サービス提供等を行える体制の構築 ・障害のある人を犯罪や災害から守る地域のセーフティネットの推進 |
| | 本人主体の支援を実現する相談支援体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の総合相談支援と広域の専門相談支援が連携した重層的な相談支援体制の構築 ・訪問型相談支援の充実等による引きこもりや一人暮らしの方などを支援する体制の構築 ・サービス利用計画の充実、訪問相談等アウトリーチ活動による障害者ケアマネジメントの充実 ・市町基幹相談支援センター、虐待防止センター等地域における相談支援体制の構築 ・障害のある人が自らの経験に基づき、当事者と同じ目線で実施するピアカウンセリングの体制の充実 ・地域自立支援協議会を活用した地域アセスメントの仕組みづくり |

| | | |
|---|--|---|
| <p>障害のある人があらゆる場面で安心して暮らせる</p> | <p>障害のある人とその家族を支える生活支援の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの総量確保と地域格差の解消 ・本人の意向や障害程度に応じた障害福祉サービスを組み合わせる提供することによる安心して暮らせる仕組みづくり（例示：単身生活と就労、グループホームと福祉的就労、生活介護と必要に応じた施設入所支援等） ・地域包括支援センターとの連携、ソーシャルワーカー活用などによる障害のある人が年をとっても障害特性に応じたサービスを利用できる仕組みづくり ・障害のある人を受け入れるための介護保険施設等職員への研修の実施 ・介護保険施設等既存の社会資源を活用した重症心身障害児に対するショートステイ、訪問介護事業所を活用した居宅介護事業の展開 ・高齢者、障害のある人、子どもが共に過ごせる小規模多機能型サービスの充実 ・障害者施設等を拠点とした24時間対応の生活支援サービスの提供 ・就学・就労・病院利用時等の介護・介助を含むシームレスな支援の仕組みづくり ・職場のアフターファイブ、学校の放課後における障害のある人の居場所・つどえる場を確保し、必要に応じ支援につなぐ仕組みづくり ・レスパイト、ホームヘルプやメンタルケア等による家族（兄弟含む）支援 ・障害の早期発見・早期支援とライフステージを通じた一貫支援の仕組みづくり ・身近な地域での療育・通所サービスの提供、発達障害に対応した療育サービスの提供 ・保育所等への障害児の受け入れ促進と専門機関からの訪問型支援の充実 ・子育て力の向上や家族・地域のネットワーク活動に対する支援 ・ロボットリハ等の最先端リハビリ機器による障害のある人の自立した生活への支援 ・高次脳機能障害者が身近なところで相談、医療、リハビリ等が受けられる体制づくり ・放課後の活動を支援する放課後等デイの充実（学校を起点とする移動サービス、医療的ケア必要児も受け入れ可能な放課後デイ） ・こころの悩みや精神的病気に関する普及啓発、専門相談、情報の提供 |
| <p>地域移行など新たな生活場面への移行時の支援体制と循環的施設利用体制の構築</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設、精神科病院の敷地内での生活訓練の実施 ・入所施設からの退所、精神科病院からの退院や親元からの独立等における地域定着の支援 ・急性期、回復期、維持期の全過程を通じ、入院から地域生活に至るまで切れ目のないリハビリ体制の構築 ・地域生活に疲れたときのレスパイトや生活の立て直しができる循環型施設利用形態の推進 ・小ユニット化など入所施設の居住環境の改善 | |
| <p>地域生活の多様な課題・ニーズに応える住まいの充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアに対応したケアホーム等の重度障害者の地域生活を支える住まいの整備 ・公営住宅住民の理解促進や整備を希望する法人とのマッチングシステムによる、公営住宅を活用したグループホーム等の整備の推進 ・障害者施設等によるグループホームの夜間体制等24時間支援体制の構築 ・障害特性（聴覚・視覚等）に応じたグループホームの整備 ・障害のある人自身の高齢化に伴う各障害（聴覚・視覚等）に特化した特別養護老人ホーム等の整備 ・重症心身障害児者の施設がない圏域への整備の促進（地域偏在の解消） ・高齢の親と障害のある子が共に利用できる施設の普及 ・入所施設における障害のある高齢者のターミナルケアの充実 ・障害のある人に対する公営住宅における一人暮らし入居枠の設定、民間住宅への入居支援の拡充 ・障害のある人の一人暮らし、障害のある夫婦、グループリビング等独立性の高い生活形態への支援（例：公営住宅の利用枠の確保） | |
| <p>自立した生活を支えていくための所得の確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・一時的な就労により、障害年金がカットされることのないように、暮らしを支える障害者年金の確保 ・一般就労による所得の確保や福祉的就労による工賃水準の向上 ・地域生活定着支援センターやそのランチにより、刑務所を退所した障害のある人や高齢者の生活支援の充実 | |

2040年の将来の姿(このままではこうなる)

1 少子化が更に進行し、人口減少が顕著に

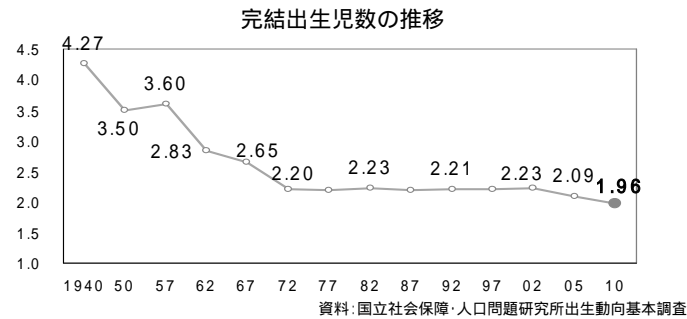
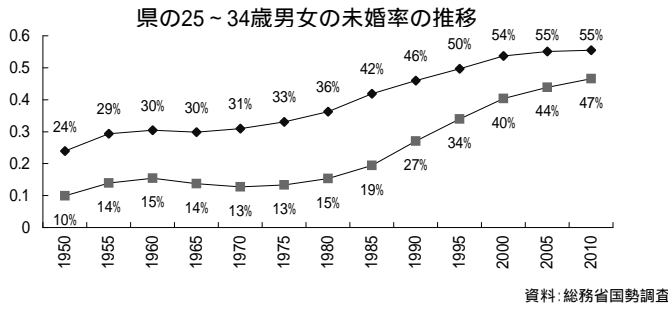
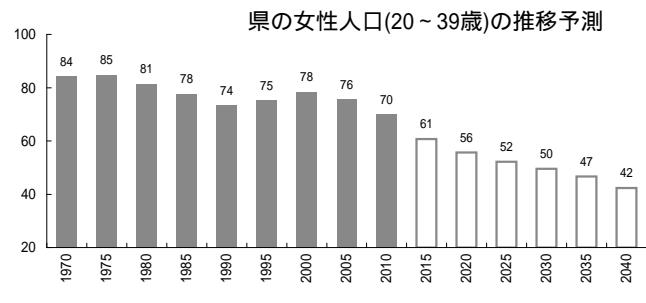
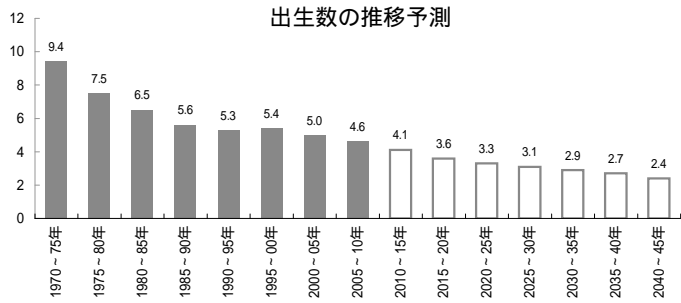
新たに生まれる子どもの数が減り続け、将来の経済活動も停滞。

| | <2010年> | <2040年> |
|---------------|---------|---------|
| 出生数 | 4.6万人 | 2.4万人 |
| 県女性人口(20~39歳) | 70万人 | 42万人 |

2 1950年には男性24%、女性10%であった25~34歳男女の未婚率は、2010年に男性55%、女性47%まで上昇。

3 夫婦が生涯に持つ子どもの平均数(完結出生児数)も1940年の4.27人から2010年には1.96人と初めて2.0人を下回る。

このままでは一層の未婚率上昇、完結出生児数低下のおそれ
県の25~34歳男女の未婚率 男24%、女10%(1950年) 男55%、女47%(2010年)
完結出生児数 4.27人(1940年) 1.96人(2010年)



2020年を目指した将来像の方向性

将来にわたる安定した社会を実現する、家庭・地域・職場で包む、安心と喜びの子育てができる社会

妊娠・出産・保育・医療システムが整備された安心できる社会になっている

豊かな人間性を育みながら成長し、安心して結婚し、家庭を築くことができる社会になっている

子育てと仕事のバランスがとれ、みんなで子どもたちと子育てを支える社会になっている

産科・周産期医療や小児救急医療の体制が強化され、誰もが安心して出産を迎えることができ、発達障害のある子ども等の早期発見・早期支援が進むなど、子育てへの支援が充実している
まちの子育てひろば等子育ての悩みについての情報交換や相談が気軽にできる場が県内各地で展開され、子育ての孤立化解消が進むとともに、親子の仲間づくりの機会が一層拡充されている
働き方にかかわらず、すべての子育て家庭を対象にした保育・子育て支援が行われ、都市部での待機児童の解消が進むとともに、郡部での子どもの育ちに必要な集団の場づくりが進んでいる

地域や小中高等で就業・地域活動・芸術等の多様な体験活動や課題解決型教育が全県的に実施され、子どもの冒険ひろば等自然体験や仲間づくりの機会が充実することで、子どもたちの豊かな人間性が育まれる
若者しごと倶楽部等、若者の就業を支援する体制が強化されるとともに、地域・民間・行政が連携した独身男女の出会いの場づくりなど社会全体による出会い・結婚支援が広がっている

仕事と生活センター等による「仕事と生活のバランス」の取組が全県的に推進され、企業にも浸透している
地域団体・NPO、企業等と連携した地域ぐるみの子育て支援が進むとともに、地域の中老年世代の子育てへの参画が進み、子どもの見守り強化にもつながるなど、世代間で支え合う関係が構築されている
ひとり親家庭や社会的養護が必要な子どもたちを含めた多様な子育て環境への理解が進み、子育てを皆で支えている

将来像を実現するための基本戦略

地域ぐるみの少子対策・子育て支援

1 すべての子ども・子育て家庭を支え、誰もが子育ての喜びを感じる

2 未来の親として、子どもや若者たちがすくすくと成長・自立できる

3 社会全体が家庭や子育ての大切さを共有し、地域・職場ぐるみで子育てを応援する

・妊娠・出産環境が整備され、すべての親子が喜びを実感し、ともに成長できる社会の実現
安心の妊娠・出産ができる環境づくりを推進(産科・周産期医療体制の充実、プレパパ・ママセミナー等の実施)
親子の仲間づくりや親を対象にした学びの機会拡充(まちの子育てひろば、乳幼児子育て応援事業の推進)
各種の団体や既存施設などあらゆる資源を活用した子育て支援の充実強化
・保育や小児医療システム等が整った安心できる社会の実現
働き方に関わらずすべての子育て家庭を対象とした保育・子育て支援の体制づくり(保育所等の整備推進、認定こども園の設置推進等)
放課後の子どもたちを支援する取組の充実強化(放課後児童クラブ、放課後児童教室の推進等)
子どものための安心の医療や障害児支援の充実(小児救急医療体制整備、子ども発達支援センター運営等)

・子どもたちが体験を通じて豊かな人間性を育みながら成長できる社会の実現
小中高等を通じた多様な体験型・課題解決型教育を全県で継続的に展開(小学期の環境体験・自然学校、中学期のトライやる・ウィーク、高校期のトライやる・ワークの推進等)
地域における子ども・若者の体験の場づくりや心の悩み等に対応する仕組みの充実(子どもの冒険ひろば、大学生による子育て支援、神出学園や山の学校の運営、ユースケアネット推進事業の推進等)
・若者たちが安心して結婚し、安定した家庭を築くことができる社会の実現
若者の就職支援を充実(若者しごと倶楽部、年長フリーター等就職支援事業の推進等)
雇用形態によらない給与の均等待遇など、生きがいを実現できるしごと環境づくりを推進
若者の居場所・役割づくり等を通じた自立支援(若者ゆうゆう広場やまつり参加の推進等)
独身男女の出会い・結婚支援を拡充(ひょうご出会いサポートセンター事業の推進等)

・父親も母親も子育てと仕事のバランスをとって充実した生活ができる社会の実現
「仕事と生活のバランス」の取組の全県推進(仕事と生活センターでのワンストップ相談、研修実施等)
中小企業の育休代替要員の確保や育児離職者の再雇用等を支援(事業主への賃金助成や奨励金支給)
働き方の見直しが従業員の生活の質を高めるだけでなく、業績の向上や、従業員家族のメリットにつながるという実績・認識の浸透
・かけがえのない大切なものを次代につなぎ、みんなで子どもたちと子育てを支える社会の実現
地域団体・NPO、企業・職域団体、大学、市町等と連携して地域ぐるみの子育て支援を推進
地域での子どもの見守り強化(子育て応援ネットやオレンジネット等の推進)及び子どもと家庭を守るセーフティネットの充実(こども家庭センターの体制強化、市町での虐待相談体制の強化支援等)
ひとり親家庭及び児童養護施設、里親等社会的養護への支援強化
中高年の知識・経験と活力を地域の子育てにつなぐ仕組みづくり(まちの寺子屋等)

基本戦略 「子ども・若者・子育て世代」 ～地域ぐるみの少子対策・子育て支援～

| | | |
|---------------------------------------|--|---|
| すべての子ども・子育て家庭を支え、誰もが子育ての喜びを感じる | 妊娠・出産環境が整備され、すべての親子が喜びを実感し、共に成長できる社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や1歳6カ月児健診、3歳児健診等、市町と連携しつつ、健診未受診家庭等に対するフォローアップを充実 ・ハイリスク妊婦・新生児に対し最善の対応ができるよう、周産期医療体制の整備を推進 ・不育症、不安を持つ妊婦等への電話相談、市町保健師との協働による産後うつ個別訪問などハイリスク妊産婦に対する支援を充実するとともに、市町保健師の家庭訪問実地指導など乳幼児ハイリスク家庭への早期フォローを充実 ・乳幼児をもつ母親がリフレッシュできる場づくり支援等、孤立しがちな0～2歳児母子の仲間づくり支援を強化 ・「わくわく親ひろば」など団体・グループ等による親子体験学習の自主開催を支援 ・こどもの館等での子育て電話相談の拡充 ・まちの子育てひろば、子育てほっとステーションなど子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりのできる場を拡充 |
| | 保育や小児医療システム等が整った安心できる社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童がいるすべての市町を対象とした待機児童解消プロジェクトの拡大や、市町負担の軽減、保育所分園整備、賃貸物件等活用等を通じた保育所の整備推進 ・保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育など預かり時間延長等の拡充 ・保育所機能と幼稚園機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ認定こども園の整備を促進するとともに、保育士・幼稚園教諭による在宅親子の家庭訪問相談など認定こども園の子育て支援機能を強化 ・10人未満の事業所内保育施設の整備助成や院内保育所の運営支援等、事業所内保育施設の充実に向けた支援を強化 ・在宅児童とその親を対象に、民間保育所、私立幼稚園での体験保育や親学習等を行う乳幼児子育て応援事業の拡充 ・在宅親子の子育て支援の充実に向け、保育所やファミリーサポートセンターでの一時預かりを拡充 ・病児・病後児保育施設やファミリーサポートセンターでの病児・病後児預かりを拡充 ・育児不安の軽減を図るため、小児救急医療電話相談など地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備を推進 ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の必要な全小学校区での開設を進めるとともに、開設時間延長や児童が少ない地域の開設ニーズへの対応など放課後に子どもが安心して活動できる場づくりを推進 ・保育所、放課後児童クラブへの障害のある子どもの受け入れ促進と保育所等訪問支援事業などを活用した専門機関からの支援強化 ・県立こども発達支援センターで発達障害のある子どもの早期発見・支援のための診断・診療、療育を実施するとともに、5歳児発達相談事業の普及促進や特別支援学校の療育児地域相談機能等の強化など、子どもの障害等への対応を強化 |
| 未来の親として、子どもや若者たちがすくすくと成長・自立できる | 子どもたちが体験を通じて豊かな人間性を育みながら成長できる社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域や小中学校で、環境体験・自然学校、トライやる・ウィーク、トライやる・ワーク等多様な体験型・課題解決型教育を継続的に展開するとともに、生活習慣や規範意識、自尊感情等を養うための道徳教育を全県で推進 ・子どもの冒険ひろば、若者ゆうゆう広場、まちの寺子屋等を拡充 ・親子のコミュニケーションを高め、子どもたちの豊かな感性を育む手助けをする絵本の伝承師、あそびの伝承師、まちの寺子屋師範塾修了生等の子育て支援者の拡充及びスキルアップ ・大学・子育て支援施設等と連携して、次世代の親となる大学生の子育て支援ボランティア活動を推進 ・引きこもり・不登校等の課題を抱える青少年等を支援するため、神出学園や山の学校を運営するとともに、ユースケアネット推進会議構成団体が連携した取組を推進 |
| | 若者たちが安心して結婚し、安定した家庭を築くことができる社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・学生、フリーター等を対象とした求人情報の提供やキャリアマネジメント等、若者しごと倶楽部及び同サテライトによる若者の就職支援を推進 ・理工系学部のある県内大学等で中小企業向け説明会を開催するなど県内でのものづくり人材確保に向けた支援を強化 ・雇用形態などによる待遇格差が広がらないよう、事業主等への意識啓発セミナー等を展開 ・ひょうご出会いサポートセンターにおいて、体験型・観光型イベント、婚活セミナーなど地域の特色を生かした出会いイベントを拡充するとともに、個別お見合い紹介でのサポーターによる交際状況把握やフォロー等サポートを強化 ・こうのとりのり大使による地域での活動を支援するとともに出会い支援団体のネットワークを拡充 |
| 社会全体が家庭や子育ての大切さを共有し、地域・職場ぐるみで子育てを応援する | 父親も母親も子育てと仕事のバランスをとって充実した生活ができる社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご仕事と生活センターにおける、ワンストップ相談、相談員派遣、研修の企画・実施、育児介護等離職者再雇用助成、育児休業・介護休業代替要員確保支援、企業表彰等を通じ、子育てと仕事の両立支援を強化 ・交流会やHP等の情報発信を通じ、子育てと仕事の両立支援や子育て家庭を応援する企業・職域団体等との連携を強化 ・お父さん応援講座、おやしネットワーク活動の支援などお父さんプロジェクトの推進等により父親の子育て参画を促進 ・キックオフセミナーや再就業応援セミナー、職場復帰プログラムの実施や、ママの働き方相談会の開催等を通じ女性の就業支援を強化 |
| | かけがえのない大切なものを次代につなぎ、みんなで子どもたちと子育てを支える社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援ネットなど連合婦人会、いずみ会、愛育連合会、老人クラブ連合会等の地域団体と連携した子育て支援を充実 ・シニア男性の子育て参加等のモデル事例開発等を通じ、“地域の祖父”として子育てへの参画を支援 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、助産師会、栄養士会など職域団体・専門家による専門分野を生かした子育て支援を充実 ・児童委員等によるオレンジネットの拡大や、医療機関・保育所向け虐待防止の手引きの徹底、子育て家庭応援推進員の専門研修の充実等を通じた地域のSOSキャッチの強化支援 ・こども家庭センターに心理担当職員を配置するとともにOJT、ケース会議等により職員全体の親・家族へのアセスメント力を強化。またセンターからアドバイザーを派遣し市町相談の運営体制を強化 ・市町の要保護児童対策地域協議会担当課の強化を働きかけるとともに、要保護児童対策地域協議会開催基準の全市町への徹底、地域の見守り・要支援ケースの対応強化など市町の要対協の運営支援を強化 ・地域自立支援協議会における「こども部会」の設置促進と要保護児童対策地域協議会との連携強化 ・ひとり親の相談・仲間づくりを支援するとともに、就業訓練プログラムや日常生活支援を実施するなどひとり親家庭への支援を推進 ・親と一緒に暮らすことのできない子どもたちに対し、児童養護施設や里親家庭による社会的養護を充実 ・子育て支援活動への参加意欲を持つ団塊の世代や高齢者等の経験、知恵を生かした地域ぐるみの子育て支援をまちの寺子屋等で推進 |

2040年の将来の姿(このままではこうなる)

1 都市部・郡部の問題が顕在化

- (1) 都市部 ニュータウンのオールドタウン化が一層進行
 - ・ニュータウン人口の減少と高齢化の進行(神戸市西区のあるニュータウン)
 - ・人口 2005年; 1,742人 2040年; 1,547人
 - ・高齢化率 2005年; 15% 2040年; 50%
- (2) 郡部 散在居住が更に進展
 - ・過疎地域集落の高齢化が一層進展

2 元気高齢者の増加

- (1) 健康意識の高まりと健康な高齢者の増加
 - 2010年; 約1,137千人 2040年; 約1,450千人
- (2) 社会貢献意欲の高い高齢者の更なる増加
 - 1980年; 約45% 2009年; 約70%

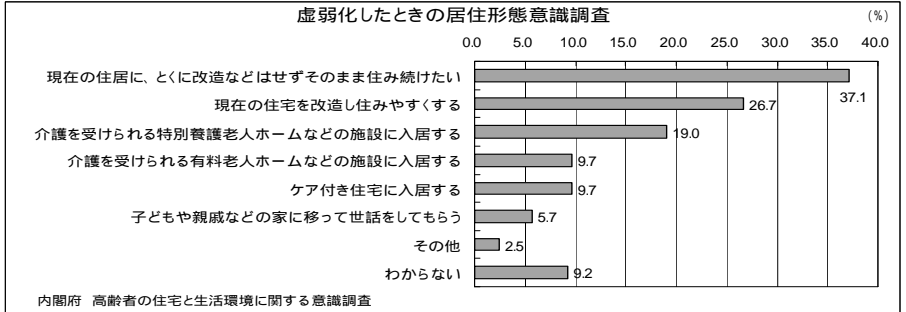
3 老後も住み慣れた地域・住居で暮らし続けたい意識が高い

現在の住居に継続して住みたい 63.8%

ニュータウン人口の減少と高齢化の進行

| 所在地 | まち開き年 | 2005年(三木市は2009年) | | 2040年 | |
|-------|-------|------------------|------|--------|------|
| | | 人口 | 高齢化率 | 人口 | 高齢化率 |
| 神戸市西区 | 1981年 | 1,742人 | 15% | 1,547人 | 50% |
| 三木市 | 1971年 | 447人 | 36% | 307人 | 47% |

21世紀兵庫長期ビジョンの点検・見直し(中間報告)

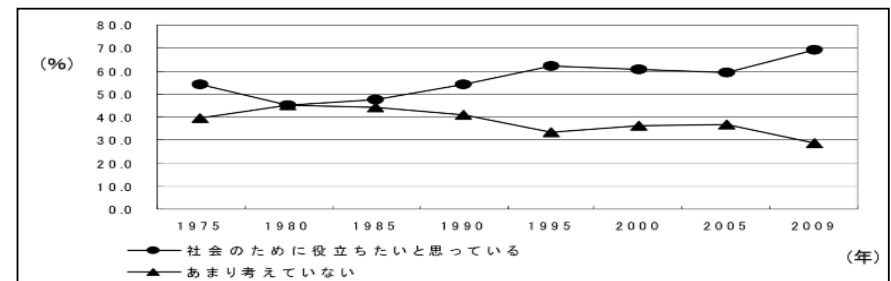


過疎地域における集落の高齢化の現状

| 高齢者(65歳以上)人口割合 | 2006年 | | 2010年 | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
| | 集落数 | 比率(%) | 集落数 | 比率(%) |
| 100% | 431 | 0.7% | 575 | 0.9% |
| 50%~100%未満 | 7,447 | 12.0% | 9,516 | 14.7% |

総務省 過疎地域等における集落の状況に関する現状把握調査

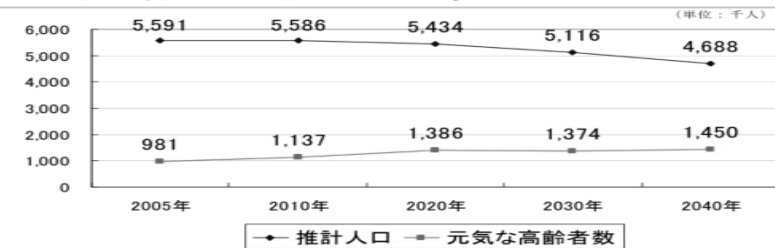
社会への貢献意識の変化



内閣府 社会意識に関する世論調査

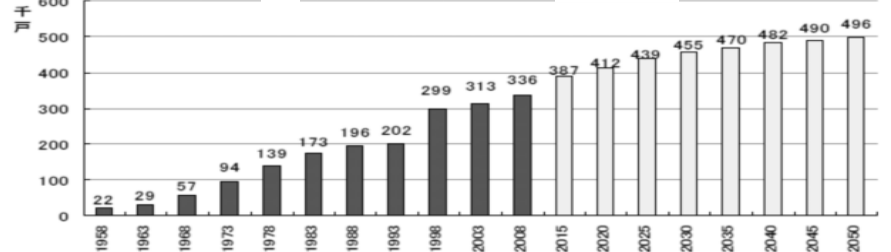
【健康な高齢者数推計】

2040年には健康な高齢者は1,450千人となり、人口の約3分の1を占めている。



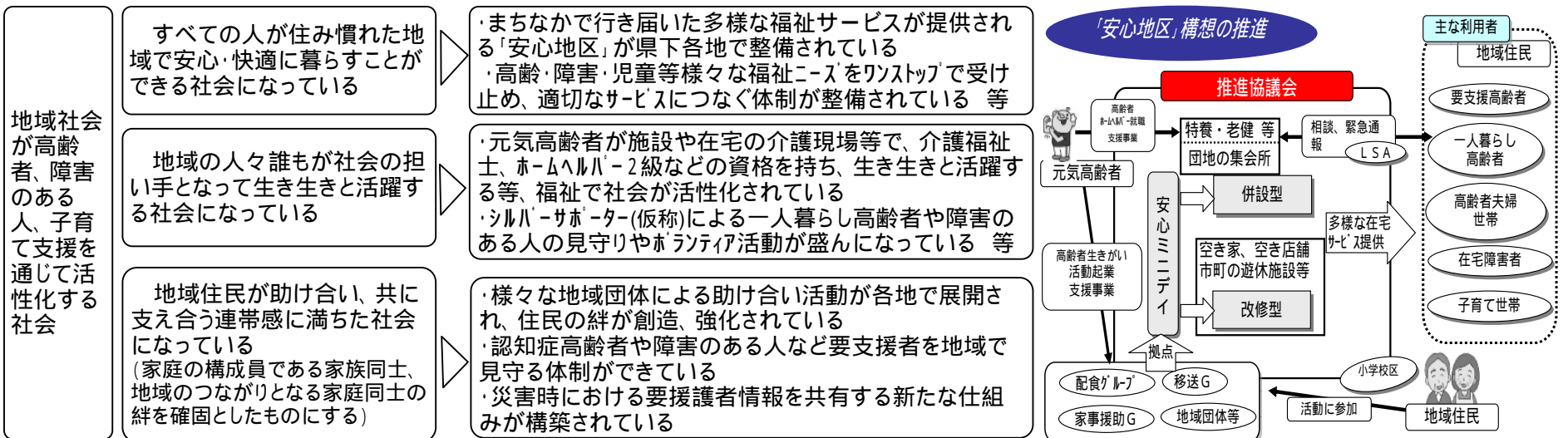
21世紀兵庫長期ビジョンの点検・見直し(中間報告)

県内の空き家数の推移



(出典: 人口減少社会の展望研究報告書(兵庫県人口減少社会の展望研究プロジェクト チーム H17.3) を基に兵庫県ビジョン課で再推計)

2020年を目指した将来像の方向性



将来像を実現するための基本戦略

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| すべての人が参加し、ともに支え合い、地域の活性化を実現する | 1 介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域社会の中で、安心・快適に暮らす | <ul style="list-style-type: none"> ・身近なところで様々な在宅福祉サービスを利用できるまちづくり(「安心地区」整備推進事業の展開等) ・多様な介護保険外サービスの提供(高齢者等を対象とした複合サービスの普及等) ・利用者本位のサービス提供(利用者に分かりやすいサービス情報の提供、相談体制の整備等) ・生涯を安心して暮らせるまちの創造(介護施設、障害者福祉施設等の集積によるまちづくり等) ・福祉の現場を支える仕組みづくり(福祉・介護従事者の先導的施設等への派遣研修等) |
| | 2 地域の人々誰もが社会の担い手となって生き生きと活躍する | <ul style="list-style-type: none"> ・元気高齢者や障害のある人が介護現場で活躍する仕掛けづくり(ホームヘルパー2級資格取得支援等) ・元気高齢者や障害のある人による様々な分野での起業拡大(高齢者自身の新たな事業の開拓を推進等) ・ボランティア活動促進の仕掛けづくり(ボランティア希望者に対する学習機会の提供等) ・要介護高齢者・障害のある人自身の社会参加(要介護高齢者や障害のある人の社会参加機会を拡大等) ・新たな地域の担い手の創出(都市部住民が里山整備、祭り等の担い手として活躍等) |
| | 3 地域住民が助け合い、共に支え合う連帯感を醸成する | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の絆を創造、強化する助け合い活動の展開(自治会、婦人会、老人クラブ等地域団体による見守り活動の展開等) ・住民の支え合い活動を促進する交流・連帯の場の提供(地域住民の交流・情報交換の場の設置等) ・災害時における要援護者の速やかな安全確保(新たな要援護者情報の共有、要援護者等避難誘導・安否確認等) |

基本戦略 「地域社会」

～すべての人が参加し、共に支え合い、地域の活性化を実現する～

| | | |
|--|-------------------------------|--|
| 介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域社会の中で、安心・快適に暮らす | 身近なところで様々な在宅福祉サービスを利用できるまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームや民間施設等を中核施設として、介護と医療の連携による専門的サービスや、住民参加による有償・無償の福祉サービスが、小学校区や中学校区等で包括的に提供される「安心地区」を、都市部のオールド・ニュータウン及び郡部の小規模集落等県内各地で実現し、情報を広く発信 ・在宅福祉を支える社会福祉法人、医療法人、NPO法人、地域団体、ボランティアグループ、市町等の連携の場を県内各市町に設置 ・要介護高齢者、障害のある人、児童等の様々な福祉ニーズをワンストップで受け止め相談に応じ、適切なサービスにつなぐ、総合支援センターを県内各地に設置 ・空き店舗、空き家等を身近な在宅福祉・医療サービスの拠点として有効活用 ・要介護の有無等にかかわらず、高齢者や障害のある人等の外出を支援する移送サービスを、NPOや社会福祉協議会等様々な主体が運営 |
| | 多様な介護保険外サービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業やNPO法人、社会福祉法人が対象者のニーズを踏まえ、介護保険外のサービスを提供 ・高齢者、障害のある人、児童を対象とした複合的なサービス事業を県下各地で展開 |
| | 利用者本位のサービス提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対して分かりやすいサービス情報を提供し、利用者の立場に立ったサービス提供を徹底 ・利用者からの相談体制を整備し、常に利用者の声を踏まえた事業運営を徹底 |
| | 生涯を安心して暮らせるまちの創造 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害のある人が生涯安心して暮らすことができるよう、介護施設や障害福祉施設、医療施設とともに、要介護の状態に応じたサービスを提供する多様なケアサービス付き住宅が集積したまちの創造 ・介護施設、障害福祉施設、医療施設が連携し、介護サービスと医療サービスを切れ目なく提供 ・高齢者や障害のある人が心身の状態に応じ居住できるよう、サービス付き高齢者向け住宅、障害のある人のグループホーム、ケアホーム、障害のある人と高齢の親が共に暮らせるサービス付き住宅等、多様な形態の住宅の集積 |
| | 福祉の現場を支える仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・多様化・高度化する介護サービスニーズに対応するための、福祉・介護従事者の先導的な施設等への派遣研修等の推進 ・介護職員等の職場定着や質の高いサービス提供のための、介護の専門性を高める生涯研修体系や新たな人材評価システムの構築 ・介護職員等の研究、研修、実践発表の場を提供 ・介護職員等のキャリアアップ、スキルアップを図るための、資格取得講座や能力向上研修への参加費補助等の支援 |

| | | |
|-----------------------------|------------------------------|---|
| 地域の人々誰もが社会の担い手となって生き生きと活躍する | 元気高齢者や障害のある人が介護現場で活躍する仕掛けづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・元気高齢者等が、介護福祉士やホームヘルパー2級の資格を取得して特別養護老人ホーム等で介護現場の貴重なマンパワーとして活躍（介護職員の負担軽減、施設の人材確保にも寄与） ・元気高齢者等が介護の現場で働くことができるよう、時間帯や業務の切り分け等の配慮がされた福祉現場を実現 ・元気高齢者等が、ホームヘルパー2級の知識・技術を身につけ、地域社会で展開される住民参加型の有償福祉サービスの中核として活動 |
| | 元気高齢者や障害のある人による様々な分野での起業拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・元気高齢者等による、長年蓄積した知識、経験、技術を生かした環境、農業、生涯学習、まちづくりなど様々な分野での起業を支援 ・高齢者自身による高齢者向けの新たな事業の開拓を推進（農業分野、高齢者向け食事提供サービスの展開等） |
| | ボランティア活動促進の仕掛けづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・県が認定する各市町等主催の介護関連講座を修了した「シルバーサポーター」（仮称）が、県内各地で一人暮らし高齢者や障害のある人等の見守り活動や在宅福祉ボランティアの中核として活躍 ・ボランティア活動に参加を希望する人に対して、様々な学習情報を提供 ・新たにボランティア活動に参加を希望する人に、活躍の場を提供する仕組みを整備 |
| | 要介護高齢者・障害のある人自身の社会参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・要支援、要介護となっても福祉サービスの受け手としてだけでなく、可能な範囲で社会貢献活動（例えば、おてだま等昔の玩具をつくり保育所等に寄贈）を共同で行える場を提供し、生きがいに満ちた暮らしを実現 ・子どもの預かりや子育て支援など要介護高齢者や障害のある人が活躍できる社会参加機会を拡大 |
| | 新たな地域の担い手の創出 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市部居住と田舎暮らしの二地域居住が広まり、都市部住民が小規模集落の里山や入会地等の維持活動、祭り等の地域行事の担い手として活躍することで集落が活性化 ・UターンやIターンを促進し、若者や高齢者など様々な人が地域コミュニティづくりに取り組む |

| | | |
|---------------------------|--------------------------|---|
| 地域住民が助け合い、共に支え合う、連帯感を醸成する | 地域住民の絆を創造、強化する助け合い活動の展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、婦人会、老人クラブなど地域団体を中心に、日常生活の中での一人暮らし高齢者や障害のある人等の見守りや、ちょっとした手助けを行う運動が県内各地で展開 ・民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、社会福祉協議会の福祉委員、ボランティアグループ、NPOなどがそれぞれの特徴を生かして個別に、あるいは連携して、高齢者や障害のある人、子育て家庭、その他、周囲の支えを必要とする地域住民へのボランティア活動（相談、友愛訪問、茶話会、通院付添等）を提供 |
| | 住民の支え合い活動を促進する交流・連帯の場の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民相互の支え合い、助け合い活動を行う地域団体の会員や活動に参加する地域住民の交流・情報交換の場を、コミュニティ単位に設置 ・地域社会の中で、高齢者、障害のある人、児童、子育て家庭等への支援活動を行う様々なグループ、個人ボランティアが連携し、ネットワークを図る場の設置 |
| | 災害時における要介護者の速やかな安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に要介護者への支援が円滑に実施されるよう、自治体の防災・福祉関係部局、地域包括支援センター、自主防災組織、民生委員・児童委員等関係機関が連携し、要介護者情報を共有する新たな仕組みを構築 ・災害発生時、高齢者や障害のある人、乳幼児等の避難誘導や安否確認、避難場所での助け合い活動を地域で速やかに実施するための体制を整備 |